

(農業基盤整備分野)

8. 農地調整室

農地グループ TEL 059-224-2550
用地グループ 2549
FAX 059-224-3153
E-mail nochi@pref.mie.jp

安全で安心な食料の安定供給に加えて国土・環境の保全など公益的・多面的な機能を発揮する農業・農村の健全な発展を推進するには、農用地を将来にわたって良好な状態で確保する必要があり、このために計画的な土地利用、農業振興地域の整備計画の適正な管理、土地改良施設の維持管理等を計画的・効率的に実施します。

農地グループ

1 農業を支える生産・経営基盤の充実

(1) 農地調整費(国 10/10 一部県費) 4,395千円(22当初:4,234千円)

農地法の適正な運用を図るため、許可事務及び農事紛争調停並びに土地管理情報収集分析調査等を実施します。

農地の一時転用を伴う砂利採取の認可事務を行い、農業生産への支障が少ない方向に指導します。

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき市町村農業振興地域整備計画の適正な管理について助言を行い、農業振興地域の保全・形成に努めます。

(2) 自作農財産管理費(国 10/10 一部県費) 21,105千円(22当初:20,809千円)

自作農創設特別措置法及び農地法に基づいて取得した自作農財産(国有農地等・開拓財産)について管理し、売払・譲与等の処分を促進します。

用地グループ

1 農業を支える生産・経営基盤の充実

(1) 土地改良推進事業費 17,062千円(22当初:16,960千円)

土地改良推進対策事業費(国1/2、3/10、一部県費)

土地改良事業の円滑な推進を図るため、土地改良施設の診断及び指導並びに管理指導を行う三重県土地改良事業団体連合会に対して運営助成を行います。

換地処分促進対策事業費(国1/2、一部県費)

土地改良事業の円滑な推進を図るため、換地技術者等に対する研修、換地計画の樹立に対する助言、指導を行う三重県土地改良事業団体連合会に対して、運営助成を行います。

土地改良事業計画審査対策事業費(県単)

土地改良事業計画の審査の委託に要する経費。

土地改良区整備推進対策事業費(国1/2、一部県費)

一体的な水系を有するか又は一定の地域内で関係の深い複数の土地改良区が、統合整備推進協議会を設立して統合に向けて協議を行う地区に対し、協議会の開催や統合整備計画策定に要する経費等を助成します。

(2) 県単土地改良施設整備事業費（県単）

**13,438千円（22当初：19,198千円）
4,800千円（6月補正）**

未登記や施設の不具合等の理由により県営事業で整備した土地改良財産の一部が市町等へ未譲渡となっていることから、未譲渡原因の解消し、早期に譲渡をはかり、土地改良財産の適正な管理を進めます。

(3) 農地総務費（県単）

11,509千円（22当初：11,547千円）

・ 訟務対策費

ほ場整備等に係る訴訟の対策。

・ 三重地区用地対策連絡協議会会費負担金

公共用地の取得に伴う損失補償等に関する情報交換、調査研究等により公共事業の推進に寄与することを目的に運営される同協議会に参画し、土地改良事業における用地取得、補償業務の内容の向上を図ります。

・ 東海農用地等集団化協議会費

農用地等の集団化事業を促進し、農業構造の改善に資することを目的に、東海3県で農地集団化に関し種々の検討等を行います。

・ 用地事務補助業務委託費

用地業務を円滑、効果的、効率的に行うために、その一部について外部委託を行います。

・ 登記嘱託員報酬・報償費

県営土地改良事業により取得した公共用地の登記誤りを是正し、適切な登記の処理を行います。

・ 地域農政課業務嘱託員報酬・共済費

農地法等の業務にかかる調査・資料整理、報告事務を嘱託員により行います。